

# 第1回 三条市避難所検討委員会資料

平成24年5月24日

三条市

# 避難所の見直しに関する考え方(案)

7・29水害発生

7・29水害の検証

施設選定に関する課題

開設・運営に関する課題

物資・食料に関する課題

避難所機能に関する課題

浸水するおそれのある避難所

避難する段階ですでに浸水していた地区

避難所までの距離が遠い。

迅速な職員の参集が困難

限られた職員での運営事務が煩雑となった。

災害発生時の初日をしのげる体制か？

避難所内での情報取得が困難

介護を要する避難者や歩行困難者への対応

現在避難所として指定している公共施設は、本当に市民の安全を確保するために適した施設選定になっているのか？

では、どのような避難所であれば、災害からより多くの市民の安全を確保できるのか？

行政だけで考えるのではなく、市民から広くいろいろな意見を聴くために検討委員会を設置！

## 庁内検討会

- メンバー  
行政課、福祉課、高齢介護課、健康づくり課、市民窓口課、教育総務課、学校教育課、子育て支援課、地域経営課

提案

※各検討項目についてメンバー全員で検討

## 避難所検討委員会

検討項目を考えた上で、ふさわしい方々にお願ひしよう！

- ◎委員メンバー  
自治会(3人※協議会3役)、自主防災組織(1人)、民生委員(3人※協議会3役)、社会福祉協議会(1人)、商工会議所(1人)、ボランティア団体(1人)

※この中から委員長、副委員長を1名ずつ選出

- 防災対策総合アドバイザー  
群馬大学

検討内容に助言を！

自治会、自主防災組織、民生委員

商工会議所

自治会

商工会議所

社会福祉協議会、ボランティア団体

メンバー全員

・住民が安全に避難できる避難所の施設はどうあるべきか？

・協力いただける民有施設はあるか？

・自治会にどう協力いただけるか？

・企業等にどう協力いただけるか？

・ボランティアに協力していただける運営業務にはどのようなものがあるか？

・介護・福祉避難所のあり方とは？

・現在の避難所に足りないものは？

選定基準

選定方法

開設・運営方法 + 機能

物資・食料

検討項目

平成25年1月末までに最終的な見直しに関する基本方針を決定

GOAL

課題整理

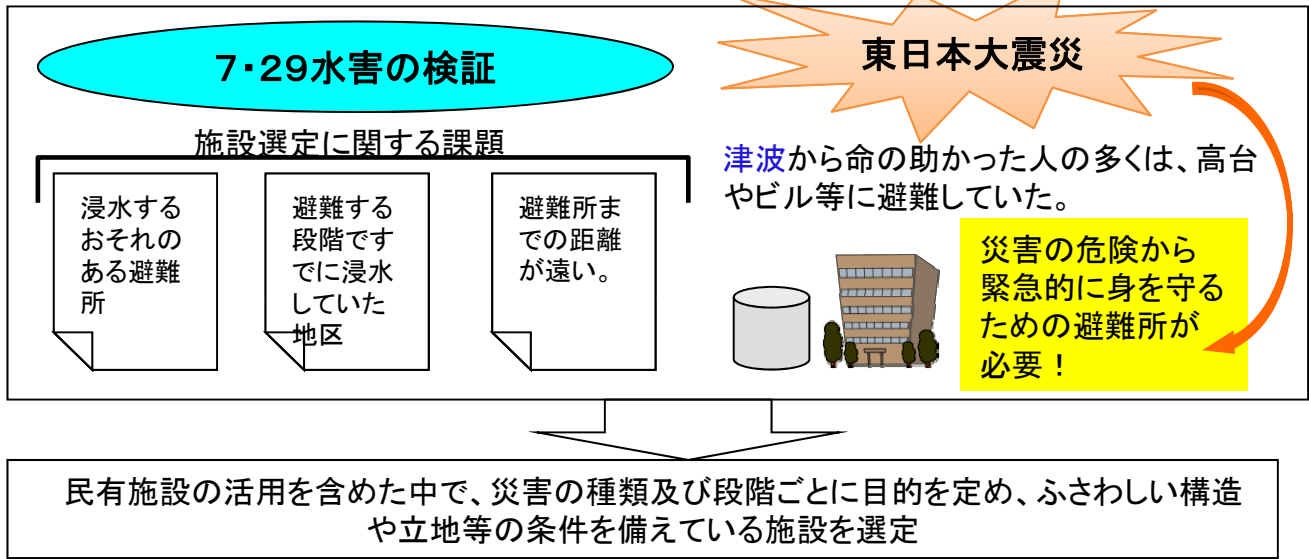
原案作成

事務局(行政課)

START

意見

【選定基準】



建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、豪雨災害対応ガイドブックを参考にする。

逃げどきマップでの表示の説明

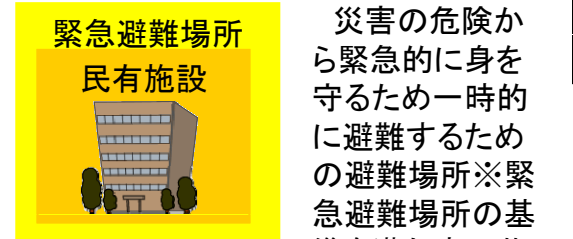
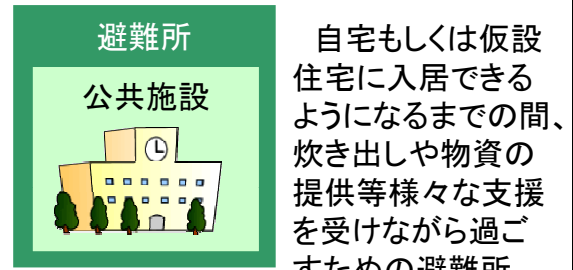
赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク…2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。

【現】



民有施設の活用+豪雨災害対応ガイドブックの活用



【新】

【具体的な選定基準】

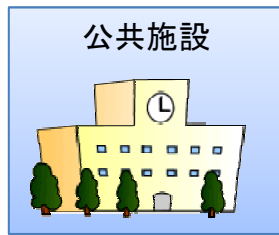
- ◆水害
    - ・浸水
    - 鉄骨・鉄筋造の2階建て以上
    - または木造の2階建て以上
    - ※地域によっては、逃げ時マップの表示により基準が異なる。
    - 以下参照↓
  - ◆土砂災害
    - 鉄骨・鉄筋コンクリート造
    - で2階建て以上または危険区域等以外の浸水の基準に基づき避難所に指定している建物
  - ◆震災
    - 公園・広場、耐震化済みの鉄骨・鉄筋コンクリート造
- (浸水時の選定基準)

逃げどきマップでの表示	鉄骨・鉄筋造		木造	
	2階建て	3階建て以上	2階建て	3階建て以上
赤色囲い	×	○	×	×
ピンク	×	○	×	×
赤色囲いまたはピンク以外の地域	○	○	○	○

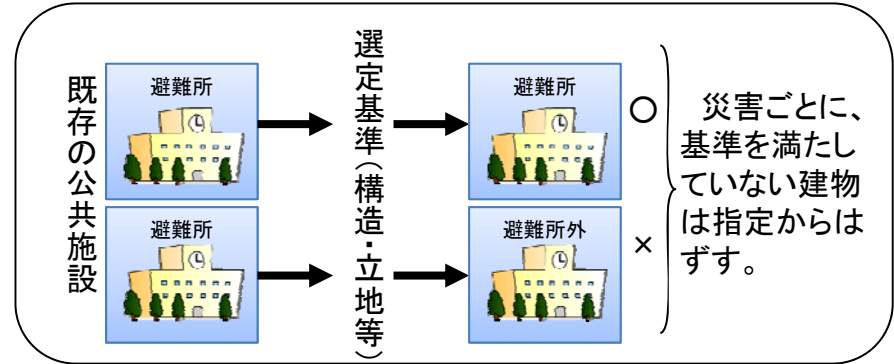
※○=選定可 ×=選定不可

## 【選定方法】

### (1) 公共施設(避難所)



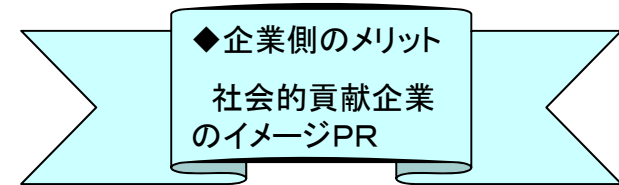
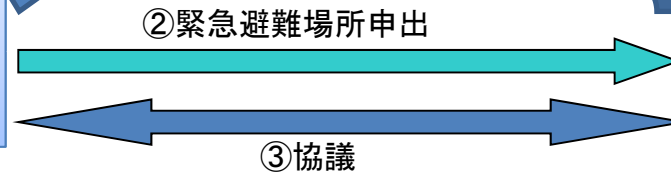
現在避難所として指定されていない既存の公共施設を含めた中で、現在の第1次・第2次避難所、その他避難所について、構造・立地等の基準をもとに、避難所としてふさわしいかどうか市が調査し、その結果に基づき指定



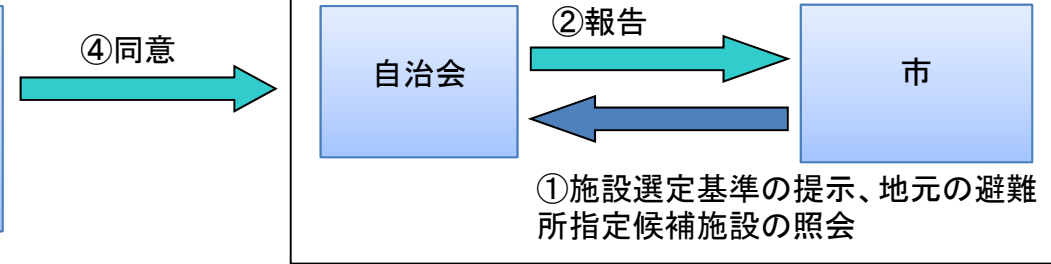
### (2) 民有施設(緊急避難場所)

ア 企業に募集する場合

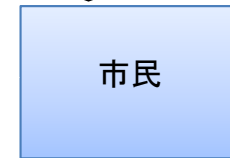
①HP、報道発表、商工会議所等を通じて企業を募集(選定基準も併せて提示)



イ 自治会に協力を依頼する場合



⑥避難所指定の周知



交渉では対価の支払いや補償等はないものとして協力を依頼

市、自治会が協力  
③交渉  
⑤避難協ラストッカー  
配付、避難所指定

地域が選定に関わることで、自助・共助の意識の高揚につながる!

## 【その他の検討課題】

### ◆選定基準・選定方法に関する課題

- ・ 選定基準に合った施設がない地区への対応  
(栄・下田地区では2階建て以上の高い建物が少なく、緊急避難場所が活用しにくい状況にある。)

### ◆開設・運営方法に関する課題

- ・ 避難所の開設・運営に係る役割分担  
(いつ、だれが、どのように行うべきか)
- ・ 避難所運営に係る人員不足  
(現在、第1次・第2次避難所の避難担当(市職員)は2人。欠員が生じると運営業務に支障をきたしかねない。)
- ・ 夜間・休日等施設閉所中に災害が起こった時の対応  
(学校の管理士が不在、緊急避難場所の民有施設の営業時間外など)
- ・ 現在の避難所に足りないもの  
(福祉避難所・介護避難所としての機能、情報取得手段、物資、ペット部屋や乾燥室など避難者ニーズに応じた空間設定など)
- ・ 緊急避難場所における避難者の安否確認方法(緊急避難場所へ避難した場合)

### ◆避難のあり方に関する課題

- ・ 浸水後の適切な避難行動に関する周知  
(無理に避難所まで避難しようとはせず、状況により一先ず自宅の2階以上や緊急避難場所へ避難し、水が引いたあとで、避難所へ避難することが必要だが…)

## 【スケジュール】

時期	概要
5月24日(木)	・第1回検討委員会開催 【全体説明＋質疑応答】
6月中旬	・第2回検討委員会開催 【第1回検討委員会での意見を踏まえた修正案の報告、 開設・運営方法及び必要な物資等に関する検討】
7月上旬	・第3回検討委員会開催 【第2回検討委員会での意見を踏まえた修正案の報告＋開 設・運営方法及び必要な物資等に関する基本方針の確認】
7月中旬	・第4回検討委員会開催 【見直し全体に係る基本方針の確認(中間)】

※来年1月末までに見直し全体に係る基本方針を策定する予定。上記のスケジュールは7月(出水期)までの中間検討スケジュールを示したものの。